次世代を応援する少子化対策の推進に関するかごしま県民条例（仮称）
骨　子　案

【前　文】

鹿児島県は，二つの半島と多くの離島からなる南北約 600 キロメートルに及ぶ広大な県土に，豊かな自然と温暖な気候，世界に誇れる食や優れた県産品の数々のほか，歴史や文化など，魅力的な資源，すなわち「宝物」を多く有している。こうしたすばらしい環境の中で，子どもが健やかに成長することは，私たち県民の願いである。

本県においては，離島をはじめ，「子どもは宝」という意識が共有されており，全国的に見て合計特殊出生率の高い地域もある。

しかしながら，結婚や子どもを持つことに対する意識の変化，経済的な不安，かつて地域が果たしていた縁結び機能の低下などを背景とする未婚化や晩婚化の進行，子育てへの負担や不安など様々な要因により，全国的に急速な少子化が進行している。本県においても，子どもの数は年々減少し，出生数が 9,000 人を割り込む状況にある。

急速な少子化の進行は，人口の減少を通じて，地域社会の活力低下など，社会全体に深刻な影響を及ぼしている。

結婚や出産は，個人の考え方が尊重されるべきものであるが，「結婚を希望しながらもその希望が実現できていない」との調査結果も明らかになっている。

このため，少子化対策には，出会い，結婚，妊娠，出産及び子育ての支援，雇用の安定，仕事と家庭の両立の推進などの施策に加え，社会全体で次世代を応援する気運醸成が重要である。

ここに，希望に応じて安心して子どもを生み，育てることができ，子どもが健やかに成長できるかごしまを実現し，次世代を応援するため，この条例を制定する。

【総　則】

◎　目的

この条例は，少子化対策の推進に関し，基本理念を定め，県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに，少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより，少子化対策を総合的かつ計画的に推進し，もって県民が希望に応じて安心して子どもを生み，育てることができ，子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与し，次世代を応援することを目的とする。

◎　定義

この条例において「少子化対策」とは，希望する誰もが安心して子どもを生み，育てることができ，子どもが健やかに成長することができる社会を実現し，次世代を応援するための全ての取組をいう。

◎　基本理念

少子化対策の推進は，次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1)　出会い，結婚，妊娠，出産及び子育てに関する個人の考え方が十分に尊重されるよう配慮すること。

(2)　子どもを生み，育てる者が，性別にかかわりなく，その個性と能力を十分に発揮して，希望に応じて仕事に従事しながら豊かな家庭生活を享受できるよう配慮すること。

(3)　県，市町村，県民，事業者等が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。

(4)　全ての子どもの権利及び利益が尊重され，また，子どもが健やかに成長することができるよう配慮すること。

【各主体の責務・役割】

◎　県の責務

○　県は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，少子化対策に関する総合的な施策を策定し，及び実施する責務を有する。

○　県は，前項の施策の推進に当たっては，国，市町村，県民，事業者等との連携を図るものとする。

◎　市町村に対する支援

県は，少子化対策の推進における市町村の役割の重要性に鑑み，市町村が少子化対策に関する施策を策定し，又は実施しようとするときは，情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

◎　県民の役割

県民は，基本理念にのっとり，少子化対策についての理解を深めるとともに，県が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

◎　事業者の役割

○　事業者は，基本理念にのっとり，その従業員に関する少子化対策についての理解を深め，その事業活動において，少子化対策に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに，県が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

○　事業者は，職場における慣行，従業員に対する言動，職場の雰囲気等により，育児休業に関する制度その他の子育てを支援する制度の活用が妨げられることがないよう配慮するものとする。

【施　策】

◎　計画の策定等

○　知事は，少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，少子化対策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

○　基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　少子化対策に関する施策の基本的な方向

(2)　前号に掲げるもののほか，少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

○　知事は，基本計画を定めるに当たっては，あらかじめ，県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

○　知事は，基本計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを公表するものとする。

○　知事は，毎年度，基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

◎　社会全体の気運醸成

県は，社会全体において，出会い，結婚，妊娠，出産及び子育てについての関心及び理解を深めるとともに，少子化対策の推進に向けた気運の醸成を図るため，情報発信，普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

◎　出会い及び結婚の支援

県は，市町村，関係団体等と連携して，結婚を希望する者に対して，出会いの機会の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

◎　妊娠，出産及び子育ての支援

○　県は，県民が希望に応じて安心して子どもを生み，育てることができるよう，妊娠，出産及び子育てに関する情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

○　県は，市町村が実施する保育サービス及び母子保健サービスの提供その他の子育て支援に関する施策が効果的に実施されるよう，情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

◎　就業の支援

県は，県民が希望に応じて安心して子どもを生み，育てることができるよう，経済的に自立を目指す者に対して，地域経済の活性化等を通じて働く場の確保に取り組むとともに，就業のための職業能力の開発及び向上の機会の提供，相談その他の必要な支援に努めるものとする。

◎　職場環境の整備

○　県は，子どもを生み，育てる者が希望に応じて仕事に従事しながら豊かな家庭生活を享受することができるよう，育児休業に関する制度その他の子育てを支援する制度に関し，事業者，その従業員等への普及啓発に努めるものとする。

○　県は，仕事と家庭との両立に資する職場環境の整備を行う事業者に対して必要な支援に努めるものとする。

◎　子どもへの意識啓発

県は，学校等と連携して，子どもが結婚，子育てなど自身の将来に希望を持つことができるよう，発達の段階に応じて，子どもの関心及び理解を深めるための意識の啓発に努めるものとする。

◎　財政上の措置

県は，少子化対策に関する施策を推進するため，必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

◎　附　則

○　この条例は，公布の日から施行する。

○　この条例の施行の際現に定められている少子化対策の推進に関する県の基本的な計画であって，少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは，この条例の規定により定められた基本計画とみなす。